

告示

埼玉県告示第千四百八十九号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定したので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和五年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
本庄市児玉町蛭川字柳町八百八十二番	田	二、六九六・〇〇
本庄市児玉町金屋字念仏塚八百十三番一	田	二、二五五・〇〇

二 利用権の内容等

所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
本庄市児玉町蛭川字柳町八百八十二番	田	令和六年三月三十一日	十年	一〇万七千八百四十円
本庄市児玉町金屋字念仏塚八百十三番一	田	令和六年三月三十一日	十年	六万五千三百九十五円

三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 小畑 幹

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

四 農地の所有者等の情報

所有者等が確知できない状態となっている。令和四年十二月十六日及び令和五年三月十七日、農地法第三十二条第三項の規定に基づく公示が行われたが、所有者等からの申出はなかった。

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までにさいたま地方務局に補償金を供託すること。

六 補償金の還付について

農地の所有者等はさいたま地方務局において、補償金の還付を受けることが

